

奈良県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年九月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
ドラッグセイムス葛城北花内薬局	葛城市北花内七一七一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年九月一日